

平成18年度第1回市史編さん審議会会議録

- 1 日時 平成18年5月16日(火)
午後1時30分から午後3時45分まで
- 2 場所 市役所庁議室
- 3 出席者等
審議会委員
栗山秀純 会長 堀部昭夫 副会長 家山和夫 委員
下津谷達男 委員 青木更吉 委員 鈴木仲秋 委員
村田一二 委員 山田友治 委員 松本好夫 委員
(欠席: 小川浩 委員)
事務局
鶴田生涯学習部長 鈴木博物館長
川根博物館次長 横尾副主査
傍聴者 なし
- 4 議題等
(1) 流山市史の刊行に係る編集体制について(諮問)
(2) 平成17年度市史編さん事業報告について
(3) 平成18年度市史編さん事業計画について
(4) 今後の市史に係る刊行計画について

5 議事要旨

【開会】資料確認

【委嘱状交付式】

【生涯学習部長あいさつ】

【会長及び副会長の選出について】

- ・会長には栗山委員、副会長には堀部委員が互選された。

「議題(1)流山市史の刊行に係る編集体制について」(諮問)

- ・事務局から諮問書を読み上げ会長に手渡す
- ・追加資料配布 (流山市史通史編 について)
(近隣市史編さん状況)
(平成18年度市史編さん事業スケジュール(案))
- ・追加資料について補足説明

(議長)

諮問を受けて説明を受けたが、審議前に経過等について確認の必要な方はいるか。

(委員)

執筆者の位置づけは、例えば辞令が交付されるのか。それとも事務局が依頼しているのか。

(事務局)

業務委託契約を結んで市史の元になる原稿を書いていた。その原稿を元に平成14年4月から執筆者会議の中で意見交換や修正等をして作り上げた。執筆については業務委託、その後の会議については規則化されていない。

(委員)

業務委託契約の中身に、原稿を事務局で訂正等の記載はあるのか。

(事務局)

事務局で加筆・修正する旨の記載はない。原稿を執筆者会議にかけて、その中で意見交換、加筆・修正をした

(委員)

平成18年度予算で回収・再版に係る費用を措置とあるが確保されているのか。

(事務局)

措置済みである。

(委員)

通史編 全920頁の内583頁が元原稿と違う状況になっていたという事だが、苦情のあった方の担当が大半を占めているのか。
35回の執筆者会議の中でこの方の出席状況は。

(事務局)

通史編 全920頁内、583頁がこの方の担当された部分である。なお、提出された元原稿は487頁であった。

執筆者会議の出席状況は、平成14年の4月から平成15年3月までの11回に出席された。その後は公務多忙を理由により出席はされていないが、平成15年3月までにはこの方の原稿は読み合わせが終っていたと聞いている。

(議長)

実態までは把握できない所もある。審議会にも責任の一端はあるが、当審議会では刊行物の内容まで係っておらず、目次の確認と進捗状況の確認までであった。問題が生じて、事務局で調査を実施して現在の対応状況となっているとの事である。

具体的な審議に入り、今年度3回の審議会の中で答申を作成するが、体制を作っていく上での課題についてと編集組織のあり方について意見はないか。

(委員)

この執筆者は公務を理由に出席しなくなったが、出席している間に読み合わせをしていた原稿は、元原稿なのか修正原稿なのか。

(事務局)

元原稿を読み合わせながら修正をしていたと聞いている。

(委員)

私も執筆者会議に出席していたが、その会議では読み合わせ段階で修正箇所を互いに指摘していた。本人も納得していたと私は思っていた。ただ、最終校正原稿を事務局が本人に確認しなかったのが大きな問題点だと思う。私たちの認識では提出原稿がそのまま掲載される事は無いと思っていた。このような状況でクレームがあったのは意外だと感じた。起こった原因は最終確認がなかったのが最大の要因ではないか。

(委員)

原稿が変わったのは、本人が出席されなくなってから残りの5人の先生の合意

で変わったのか。

(委員)

違うと思う。本人が出席している間に本人の原稿の読み合わせは終わっていた。その後、現職が忙しくなったので欠席させていただきたいとの事であった。

(委員)

すると、自分の意見が通らない事に不満を感じて欠席するに至ったのか。

(委員)

本人の原稿の読み合わせを終えたからではないか。その時にやはり、書いた通りには載らないのは当然だと私は発言した。原稿がそのまま載らない事にクレームを付けるのは違うのではないかと思う。

(委員)

1年間出席していた間に変わったのであれば、同意したと受け止められる。

(委員)

元原稿が487頁、通史編の担当部分が583頁という事はこの方の原稿がおよそ100頁増えたのか。

(事務局)

提出原稿と市史の1頁に入る文字数の違いである。

(委員)

6名の方が膨大な原稿を持ち寄って、勿論、修正・削除が前提で、この方の原稿は自身が出席されている間に読み合わせを終えてその後、他の原稿の読み合わせを実施した。この方は読み合わせで本人の原稿を確認している事になる。

(委員)

会議の席で変える事を私は認めますと発言したとは断言できないが、一緒に意見交換や修正をしてきた。市の職員も変更させてもらう旨を本人に話していた。私の時にはその都度修正原稿が渡されたが、この方には渡っていなかった。会議に欠席されているので渡せなかったのかも知れない。

(議長)

最後の確認をご担当の先生にしてなかったのはミスだったと思う。そこで、編集体制をどうしたら良いかが課題である。問題は刊行物を誰が責任を持って監修をしたのか、執筆者が責任を持つのか、刊行者である市なり教育委員会が責任を持つのが明確でないままに刊行された事である。今後の編集体制について意見はあるか。

(委員)

関東大震災、社会生活が削除されていると言うがどの程度か。

(事務局)

正確な頁数は把握していないが、市史の1節程度およそ30頁の削除。社会生活は30頁に満たないと思う。

(委員)

読み合わせの段階でここは削除するとしたのか。読み合わせだけで、この方のいない時に削除されたのか。

(委員)

この方が出席している間に読み合わせなりの話し合いがあった。欠席されてからはこの方の原稿についてはタッチしていない。

(委員)

では、削除される事はご本人としては納得しないにしても分かっていた事と推察できる。

(委員)

ここは削除だという話があったかは分からないが、私の記憶では、市の職員とこの方が話し合っていたと思う。

(委員)

この方には校正原稿が一回も行って無いのか。

(委員)

パソコン編集でやっていたので、活字校正のように行き来しないで編集は進められたと聞いている。

(事務局)

パソコンに入力してそのまま印刷屋に渡せる版下状態になっていた。

(委員)

この方には会議の時点の原稿しか渡っていなかったのか。

(委員)

執筆者が守るべき執筆要綱があったはずだ。また、校正は紙ベースで来ないので修正は随時パソコンに入力するのか。

(事務局)

読み合わせの時点では紙ベースで渡していた。ページの規定等は業務委託の仕様書では統一してある。

(委員)

読み合わせの時は紙ベースで読み合わせをしていたのだから11回出席されて、ご自分の原稿は全てプリントアウトされたものを見ており、その時に表現を直す等の意見があれば赤を入れて修正されて来たものと理解する。

(委員)

その時に市の担当者がチェックをして赤を入れていた。本人からは、ここは絶対必要であるとの発言は無かったと思う。私の記憶では、本人はあまり削除されるなら、自分は自分の原稿として他の出版社に持ち込みたい旨を語っていた。だから当然削除は承知していたと思っていた。

(委員)

関東大震災が全部削除されている事はほとんど関東大震災の記述が欠落しているのではないのか。

(委員)

流山市に関係の無い文章があるので、削除したのではないかと思う。

(委員)

編集状況は執筆者も出席の上であったと理解できる。

(委員)

他の執筆者の意見も聞いた。その後で、市の担当者とはここはどうしても削除してくれるなという話はあったかもしれないが。

(委員)

原稿をいただく事が大変なので、担当の先生方には存分に書いてもらい、それを編集の時に削除して行くという大筋であったと聞いているが。

(委員)

戦後史を担当していた者はそのつもりでいた。当然、書いたものは削られると。当初は監修を受けてくれた方がいたが、多忙を理由に辞退されたので、執筆者の責任で進める事になった。最初の監修者と執筆者の打ち合わせの中で、契約頁数でまとめるのは困難な為、存分に書いて監修者が削除するとの方針であった。

(委員)

編集体制の現状について伺いたい。

(事務局)

市史等を刊行する際、執筆者を依頼して執筆者の中で意見交換をしてまとめ上げ、事務局との共同編集であってきた。審議会には進捗状況を報告している。現状は市史編さん審議会が条例により基本的な事項について審議をしていただく機関として定められていて、編集関係は明文化されていない。明文化が必要なのか、監修者が必要なのか等今後の編集体制について、近隣の状況を参考に審議をお願いして答申をいただきたいと考えている。

(委員)

他市では編集組織を明文化しているところもあれば、流山市では明文化の無い中で作業をしてきたとの現状か。

(委員)

事務局とは博物館職員全員なのかそれとも専任で誰がいるのか。執筆者は誰が依頼するのか。

(事務局)

事務局は、博物館学芸係に市史担当者がいる。

通史編 の執筆者の選任については、明確な基準はないが、通史編 は別の執筆者をお願いして刊行されており、その方々と相談したとの話も聞くし、教育委員会内部で人選されたのではないかと思う。

執筆者とは市が契約しており、正式な手順である。ただ、審議会に諮って決定したかは定かではない。

(委員)

確か審議会には人選の報告があった。

(委員)

委託契約の中身は。また、受託者と委託者で精査して出版に資料編は除くとあるが、資料編を除いた理由は何か。今の編集組織は誰が何人で構成されているのか。

(事務局)

資料編は執筆者を依頼せずに事務局サイドで刊行した。

今の編集組織は、現在は通史の刊行が終っている状態なので、編集組織も無い状態である。

(委員)

契約された専門の先生が執筆される成果を、学生論文のように査読するのはどなたも難しい。しかし、責任上、監修者を置いた方がいいのではないかとも思う。今回の場合は監修者がいないし、責任のあるまとめを事務局が負っていた事も問題があったのではないか。また、編集会議の議事録と内規や約束が必要だったとも思う。民間では、出版社と執筆者双方で事務員を要してお互いに議事録を書いているので責任の所在ははっきりしている。これまで円満うちにやってきたがこれからは、やはり方針が必要ではないかと思う。

(事務局)

補足する。市史編さんについては、昭和51年に市史編さん室が置かれた。昭和59年になり博物館に市史編さん係が置かれた。その後、平成14年になり、博物館学芸係の中に市史編さん担当が置かれ、体制としては先細りになってきているのが現状である。

(委員)

執筆して、不安なのは自分の原稿が公になる時に監修者がいなかった事である。最初は、監修を受けてくれる方がいたが事情により辞退されて、その後、どう探しても監修を受けてくれる方がいなかった。刊行物を出す場合は審議会条例の中にでも監修者を置く事を明記しておかないと苦労する。現実問題として様々な分野に亘るので監修者も得意、不得意がある。

(委員)

執筆の委託契約とあるが、例えば教育委員会から執筆委員を委嘱するのか。

(事務局)

委託は原稿執筆の契約である。そして、成果である原稿を執筆者の中で修正して刊行しているのが流れである。

(委員)

その流れは執筆要綱等に書かれているのか。

(事務局)

記載されていない。原稿を執筆するための契約なので、その後の事には一切触れていない。また、執筆者会議についても明文化されてこなかった。

(委員)

まとめると、博物館からこのような刊行企画があるので、その元原稿をどなたかが選ばれた執筆者に博物館としてお願いして、それが上がった段階で具体的に執筆者会議で編集している。その刊行物については教育委員会の責任で出して

いる。また、契約した執筆者は原稿を出した後は執筆者会議に切り替わって関わって行く。

(委員)

執筆者と編集者は同体で問題はない。

(委員)

流山市から市史編さん事業に関して正式に委嘱を受けているのはこの審議会だけである。本来なら、編さん委員会があって正式に委嘱を受けて原稿を書いて編集していくのが市町村史の典型的なスタイルだと思う。ところが、流山市は、審議会止まりでその下は任意で編集しているため、最終的な責任は博物館にあり、執筆者は原稿を精査していただいて、加除・訂正を経て最終的なものを完成させていると思う。そして、問題を提起された方には最終原稿が行ってなかった。しかし、他の先生には確認があった。ズレはそこだと思う。今回の諮問に答えるのは今後の体制についてである。

(議長)

難しい問題だが、やはり、問題提起があった事は何らかの問題があったと考えざるを得ないので、更に、次回も審議を重ねて、これを改善するような体制を整えられればと思う。また、ある程度の方針・指針の原案を事務局で作成・提示してもらい審議したい。

(事務局)

次回で諮問事項を継続審議していただきたい、その他に事故防止策の指針案を提出する予定なのでそれについてご意見をいただきたい。

(委員)

今日、この問題に対する解答を出すのは無理なので、次回までにまとめるには、今日の意見の要点を次の会議前に送ってもらい、それを読んで各自考えて来るのがいいのではないか。

(議長)

議題1の諮問については、審議内容を箇条書きで次回召集前に送ってもらい継続審議とする。

「議題(2)平成17年度市史編さん事業報告について」

(事務局)

～資料説明～

・特に意見なし

「議題(3)平成18年度事業計画について」

(事務局)

～資料を説明～

(委員)

今年度は刊行事業はないのか。

(事務局)

市史研究は隔年なので今年度の刊行はない。また今後の刊行については次の議題で提案する。

(委員)

今年度は事業が縮小されているようだが。

(事務局)

館内資料の整理が遅れているので、こちらを重点的に実施したい。また、教育普及事業の講座等も縮小している。なお、所有している古文書の総点数約 24,000 点のうち、約 17,000 点が未整理の状態である。

・その他特に意見なし 平成 18 年度事業計画承認～

「議題 4 今後の市史に係る刊行計画について」

(事務局)

～資料を説明～

(委員)

「流山市史年鑑」を、年表としないで年鑑としている理由は、柏市では、柏市史年表を刊行してから通史を出している。

(事務局)

当初は年鑑と年表の刊行が予定されていたが、それを統合して年鑑とした経緯がある。当然、年表も収録する予定であった。今後は、提案の(仮題)「近世地方文書に見る流山」にも年鑑的要素と一緒に収録する予定で検討している。

(委員)

(仮題)「近世地方文書に見る流山」の中身だが、小中学生からを対象とすると、資料にある内容では少し難しい。活用を目的に作るのだからもう少し平易にした方がよい。

(委員)

確かに難しい。作成する段階で学校サイドとも打ち合わせをした方がいい。博物館で使う文言が学校教育の場では使われない事もある。

(事務局)

対象は中学生以上からと考えている。配布の見本は確かに中学生には難しいとは感じている。今後、教員の団体にも協力依頼し、また、審議会の協力の下、良いものを作り上げてまいりたいと思う。仮題で載せてあるが、タイトルも含めて検討したい。

(議長)

今後の刊行計画は事務局から提案の通り「引用史料編」と「年鑑」の刊行を変更して(仮題)「近世地方文書に見る流山」とする事で了承し、作業を進めていただきたい。

【その他】

次回は 7 月頃を予定している。